

那覇市公報

第 1 7 9 8 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

○那覇市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則（国民健康保険課）・・・	1555
--	------

◇告 示◇

○令和3年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算（第1号）（まちなみ整備課）・・・	1557
○あらたに生じた土地の確認について（技術総務課）・・・	1558
○字の区域の変更について（技術総務課）・・・	1560
○令和3年度那覇市一般会計補正予算（第5号）（財政課）・・・	1561
○令和3年度那覇市病院事業債管理特別会計補正予算（第1号）（財政課）・・	1566
○那覇文化芸術劇場なは一と主催公演チケット代金収納及び発券事務委託について（文化振興課）・・・	1567
○那覇文化芸術劇場なは一とこけら落としシリーズ「三番叟・唐人相撲～なは一と編～」チケット販売事務委託について（文化振興課）・・・	1568
○那覇文化芸術劇場なは一とこけら落としシリーズ「三番叟・唐人相撲～なは一と編～」チケット販売事務委託について（文化振興課）・・・	1569
○那覇文化芸術劇場なは一とこけら落としシリーズ「三番叟・唐人相撲～なは一と編～」チケット販売事務委託について（文化振興課）・・・	1570
○令和3年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（ちゃーがんじゅう課）・・・	1571
○身体障害者手帳交付に係る医師の指定について（障がい福祉課）・・・	1573
○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（障がい福祉課）・・・	1574

◇公 告◇

- 「令和3年度那覇市消防庁舎排水管洗浄業務契約」に係る制限付一般競争入札について（消防局総務課）…………… 1575
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について（建築指導課）…………… 1577
- 那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について（道路建設課）…………… 1578
- 那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について（道路建設課）…………… 1579
- 個人情報業務届出書の公表について（法制契約課）…………… 1580
- 保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について（法制契約課）…………… 1584
- 令和4・5年度那覇市物品購入等入札参加資格審査申請について（法制契約課）…………… 1595

◇教育委員会規則◇

- 支援記録簿の取扱いに関する規則の一部を改正する規則…………… 1597

規 則

那覇市規則第34号

令和3年9月29日

公 布 済

那覇市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市国民健康保険条例施行規則（平成14年那覇市規則第57号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 （那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例付則の規則で定める日） 4 那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年那覇市条例第32号）付則の規則で定める日は、 <u>令和3年9月30日</u> とする。	付 則 （那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例付則の規則で定める日） 4 那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年那覇市条例第32号）付則の規則で定める日は、 <u>令和3年12月31日</u> とする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第 358 号

令和 3 年 10 月 4 日

掲 示 済

令和 3 年（2021 年）9 月那覇市議会定例会で議決された令和 3 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算（第 1 号）の要領は、次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 3 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ169千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ321,723千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 321,553	千円 169	千円 321,722
	1 一般会計繰入金	321,553	169	321,722
歳 入 合 計		321,554	169	321,723

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 公債費		千円 320,441	千円 169	千円 320,610
	1 公債費	320,441	169	320,610
歳 出 合 計		321,554	169	321,723

那覇市告示第 361 号
令和 3 年 10 月 4 日
掲 示 済

あらたに生じた土地の確認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、あらたに生じた次の土地を確認した旨届出があったため、同条第2項及び沖縄県の事務処理の特例に関する条例第2条の規定により、告示する。

- | | | |
|---|-------|------------------|
| 1 | 土地の所在 | 別図の土地 |
| 2 | 地 積 | 12,783.40 平方メートル |

那覇市長 城 間 幹 子



那覇市告示第 362 号
令和 3 年 10 月 4 日
掲 示 済

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 3 年那覇市告示第 361 号別図に示すあらたに生じた土地 12, 783. 40 平方メートルを那覇市字具志大嶺潟原の区域に編入し、その区域を変更する。

那覇市告示第 380 号

令和 3 年 10 月 15 日

令和 3 年（2021年）9 月那覇市議会定例会で議決された令和 3 年度那覇市一般会計補正予算（第 5 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 3 年度那覇市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 3 年度那覇市の一般会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,773,468 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 172,304,132 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 既定の地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		9,623,162	△1,128,978	8,494,184
	1 地方交付税	9,623,162	△1,128,978	8,494,184
15 国庫支出金		52,068,924	732,901	52,801,825
	1 国庫負担金	38,551,610	139,433	38,691,043

	2 国庫補助金	13,428,368	586,290	14,014,658
	3 委託金	88,946	7,178	96,124
16 県支出金		17,518,790	△ 63,828	17,454,962
	1 県負担金	8,775,002	1,647	8,776,649
	2 県補助金	8,120,063	△ 65,475	8,054,588
17 財産収入		645,733	653	646,386
	2 財産売却収入	192,702	653	193,355
18 寄附金		244,515	1,000	245,515
	1 寄附金	244,515	1,000	245,515
19 繰入金		3,440,712	1,699,225	5,139,937
	1 特別会計繰入金	3,971	267,858	271,829
	2 基金繰入金	3,436,741	1,431,367	4,868,108
20 繰越金		500,000	6,098,054	6,598,054
	1 繰越金	500,000	6,098,054	6,598,054
21 諸収入		1,490,778	△ 117,259	1,373,519
	3 貸付金元利収入	312,060	△ 126,994	185,066
	4 受託事業収入	95,745	6,340	102,085
	5 雑入	1,042,936	3,395	1,046,331
22 市債		18,083,974	△ 448,300	17,635,674
	1 市債	18,083,974	△ 448,300	17,635,674
歳 入 合 計		165,530,664	6,773,468	172,304,132

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		15,460,925	4,047,240	19,508,165
	1 総務管理費	12,962,185	4,045,782	17,007,967
	2 徴税費	1,133,846	4,314	1,138,160
	3 戸籍住民基本台帳費	826,892	3,811	830,703
	5 統計調査費	53,665	1,018	54,683

	6 監査委員費	112,073	△ 7,685	104,388
3 民生費		85,613,422	265,181	85,878,603
	1 社会福祉費	29,019,455	33,979	29,053,434
	2 児童福祉費	31,588,850	231,202	31,820,052
4 衛生費		13,207,533	197,105	13,404,638
	1 保健衛生費	9,877,040	203,105	10,080,145
	2 清掃費	3,330,493	△ 6,000	3,324,493
5 労働費		35,653	1,264	36,917
	1 労働諸費	35,653	1,264	36,917
6 農林水産業費		192,392	7,725	200,117
	1 農業費	94,708	7,725	102,433
7 商工費		4,576,819	436,497	5,013,316
	1 商工費	4,576,819	436,497	5,013,316
8 土木費		13,983,356	27,072	14,010,428
	1 土木管理費	205,217	3,450	208,667
	2 道路橋りょう費	1,279,477	△ 9,000	1,270,477
	3 港湾費	690,308	3,545	693,853
	4 都市計画費	6,270,309	15,821	6,286,130
	5 住宅費	5,538,045	13,256	5,551,301
9 消防費		3,140,824	△ 7,071	3,133,753
	1 消防費	3,140,824	△ 7,071	3,133,753
10 教育費		16,632,261	20,792	16,653,053
	1 教育総務費	2,008,355	3,817	2,012,172
	2 小学校費	9,211,169	14,461	9,225,630
	3 中学校費	1,848,857	4,627	1,853,484
	4 社会教育費	1,669,615	4,387	1,674,002
	5 保健体育費	1,894,265	△ 6,500	1,887,765
12 公債費		11,441,720	1,577,663	13,019,383
	1 公債費	11,441,720	1,577,663	13,019,383

14 予備費		500,000	200,000	700,000
	1 予備費	500,000	200,000	700,000
歳 出 合 計		165,530,664	6,773,468	172,304,132

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
8 土木費			211,636
	5 住宅費		211,636
		地域居住機能再生推進事業	202,615
		市営住宅建替移転事業（補助金）	9,021
合 計			211,636

第3表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
オンライン会議環境整備事業（企画調整課）	令和4年度から 令和8年度まで	6,380
小禄支所等建設整備事業（木製製品の購入） （ハイサイ市民課）	令和3年度から 令和4年度まで	8,195
那覇市ぶんかテンプス館管理運営委託費（商工 農水課）	令和3年度から 令和4年度まで	42,826
有料公園施設使用料コンビニ納付事業（公園管 理課）	令和3年度から 令和8年度まで	9,000
学校給食搬送業務委託事業（真和志給食センタ ー他）（学校給食課）	令和3年度から 令和8年度まで	370,865
学校給食搬送業務委託事業（首里学校給食セン ター）（学校給食課）	令和3年度から 令和4年度まで	8,107

第4表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
12 市営住宅建設事業	1,033,700	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	1,057,300	補正前に同じ		
14 教育施設整備事業	2,898,500				3,010,100			
15 臨時財政対策債	6,339,000				5,755,500			

那覇市告示第 381 号

令和 3 年 10 月 15 日

令和3年（2021年）9月那覇市議会定例会で議決された令和3年度那覇市病院事業債管理特別会計補正予算（第1号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和3年度那覇市病院事業債管理特別会計補正予算（第1号）

令和3年度那覇市の病院事業債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ676千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ215,734千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 諸収入		215,058	676	215,734
	1 貸付金元利収入	215,058	676	215,734
歳 入 合 計		215,058	676	215,734

歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公債費		215,058	676	215,734
	1 公債費	215,058	676	215,734
歳 出 合 計		215,058	676	215,734

那覇市告示第 382 号

令和 3 年 10 月 15 日

那覇文化芸術劇場なは一と主催公演チケット代金収納及び発券事務
委託について

標記の件について、地方自治法施行令第158条第2項及び那覇市会計規則第34条
第2項により告示する

那覇市長 城 間 幹 子

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| 1 委託事務の名称 | 那覇文化芸術劇場なは一と自主公演チケット代金収
納及び発券事務委託 |
| 2 受託者の住所 | 東京都中野区本町2-54-13 黒須ビル3F |
| 3 受託者の名称 | 株式会社パストラーレ |
| 4 委託期間 | 令和3年10月24日～令和4年3月31日まで |

那覇市告示第 383 号

令和 3 年 10 月 15 日

那覇文化芸術劇場なは一とこけら落としシリーズ「三番叟・唐人相撲～なは一と編～」チケット販売事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第158条第2項及び那覇市会計規則第34条第2項により告示する

那覇市長 城 間 幹 子

- | | |
|-----------|---|
| 1 委託事務の名称 | 那覇文化芸術劇場なは一とこけら落としシリーズ
「三番叟・唐人相撲～なは一と編～」チケット販売
事務委託 |
| 2 受託者の住所 | 東京都中野区本町2-54-13 黒須ビル3F |
| 3 受託者の名称 | 株式会社イープラス |
| 4 委託期間 | 令和3年10月24日～令和4年3月31日まで |

那覇市告示第 384 号

令和 3 年 10 月 15 日

那覇文化芸術劇場なは一とこけら落としシリーズ「三番叟・唐人相撲～なは一と編～」チケット販売事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第158条第2項及び那覇市会計規則第34条第2項により告示する

那覇市長 城 間 幹 子

- | | |
|-----------|---|
| 1 委託事務の名称 | 那覇文化芸術劇場なは一とこけら落としシリーズ
「三番叟・唐人相撲～なは一と編～」チケット販売
事務委託 |
| 2 受託者の住所 | 沖縄県浦添市西原1丁目2番1号 |
| 3 受託者の名称 | 生活協同組合コープおきなわ「コープあふれ」 |
| 4 委託期間 | 令和3年10月24日～令和4年3月31日まで |

那覇市告示第 385 号

令和 3 年 10 月 15 日

那覇文化芸術劇場なは一とこけら落としシリーズ「三番叟・唐人相撲～なは一と編～」チケット販売事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第158条第2項及び那覇市会計規則第34条第2項により告示する

那覇市長 城 間 幹 子

- | | |
|-----------|---|
| 1 委託事務の名称 | 那覇文化芸術劇場なは一とこけら落としシリーズ
「三番叟・唐人相撲～なは一と編～」チケット販売
事務委託 |
| 2 受託者の住所 | 沖縄県那覇市牧志3丁目2番10号 |
| 3 受託者の名称 | 一般社団法人 那覇市観光協会 |
| 4 委託期間 | 令和3年10月24日～令和4年3月31日まで |

那覇市告示第 386 号

令和 3 年 10 月 15 日

令和3年（2021年）9月那覇市議会定例会で議決された令和3年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和3年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,244,349千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,542,197千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位:千円

款	項	補正前の額	補正額	金額
1 介護保険料		5,776,087	△95,280	5,680,807
	1 介護保険料	5,776,087	△95,280	5,680,807
3 国庫支出金		7,056,880	96,108	7,152,988
	2 国庫補助金	2,097,554	96,108	2,193,662
5 県支出金		4,204,619	48,936	4,253,555
	3 県補助金	569,982	48,936	618,918
7 繰入金		4,807,371	42,561	4,849,932
	1 他会計繰入金	4,807,370	42,561	4,849,931
8 繰越金		1	1,152,024	1,152,025
	1 繰越金	1	1,152,024	1,152,025
歳入合計		29,297,848	1,244,349	30,542,197

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	金額
1 総務費		977, 771	49, 413	1, 027, 184
	1 総務管理費	652, 292	49, 413	701, 705
4 基金積立金		45	567, 181	567, 226
	1 基金積立金	45	567, 181	567, 226
5 地域支援事業費		1, 859, 970	36, 545	1, 896, 515
	1 介護予防・生活支援サービス	1, 002, 701	0	1, 002, 701
	3 包括的支援事業・任意事業費	714, 797	36, 545	751, 342
6 諸支出金		17, 102	591, 210	608, 312
	1 償還金及び還付加算金	17, 101	376, 665	393, 766
	2 繰出金	1	214, 545	214, 546
歳出合計		29, 297, 848	1, 244, 349	30, 542, 197

第2表 債務負担行為補正

追加

単位：千円

事項	期間	限度額
地域包括支援センター業務委託包括的支援事業（平成30年度～平成34年度）（平成29年度設定 委託料増額分）（ちゃーがんじゅう課）	令和4年度	72, 341

那覇市告示第 387 号

令和 3 年 10 月 15 日

身体障害者手帳交付に係る医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定に基づき令和3年9月29日付け次のように指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

	医師氏名	診療科目	医療機関名
1	宮本 二郎	小児科	ゆずりは訪問診療所
2	安次嶺 宏哉	内科	沖縄協同病院
3	金城 紀代彦	内科	沖縄協同病院
4	久場 弘子	消化器内科	沖縄協同病院
5	城間 翔	消化器内科	沖縄協同病院
6	本庄 裕二郎	内科	沖縄協同病院
7	中山 正彦	外科	おもろまちメディカルセンター

那覇市告示第 388 号

令和 3 年 10 月 15 日

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき令和3年10月1日付け次のように指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

医療機関 名称及び所在地	開設者名称	自立支援医療 の種類	指定年月日
おきなわ訪問看護ステーションかなさ 那覇市仲井真 92-1 東宝 28 105 号室	株式会社ウェルハート 代表取締役 今福 吉和	育成医療・ 更生医療	令和 3 年 10 月 1 日

公 告

那覇市公告第 317 号

令和 3 年 9 月 28 日

掲 示 済

「令和3年度那覇市消防庁舎排水管洗浄業務契約」に係る制限付一般競争入札について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- （1）件 名 那覇市消防庁舎排水管洗浄契約
- （2）履行場所 那覇市消防局庁舎、他6署所（別紙仕様書のとおり）
- （3）履行内容 別紙仕様書のとおり
- （4）履行期間 契約締結日から令和4年3月31日

2 入札参加資格条件

- （1）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- （2）地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、本市の入札に参加させない期間が経過していること。
- （3）営業に関し法令上資格等が必要とする場合にあつてはそれらの資格等を有していること。
- （4）入札に参加しようとする年の1月1日において引き続き2年以上同種の営業（排水管洗浄業務）を営んでおり、かつ、現在も引き続き営業していること。
- （5）市町村税等を滞納していないこと。
- （6）那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず又は関係していないこと。
- （7）沖縄県内に本社又は営業所等があること。

3 参加資格の確認

入札への参加を希望する者については、参加資格の確認を行うので、入札参加資格審査申請書、印鑑証明書（原本）、業務実績調書、誓約書（市指定様式）、市町村

税等完納証明書（写し可）、財務諸表（写し可）、登記事項証明書（履歴事項全部証明書、写し可）を令和3年10月25日までに提出して下さい。郵送での提出の場合においても提出期限までに必着をお願いします。

印鑑証明書、完納証明書、登記事項証明書は3ヵ月以内に取得したものを提出して下さい。

4 仕様書等の配布期間及び配布方法

（1）配布期間 令和3年10月15日（金）から令和3年10月22日（金）

※土日祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）

（2）配布方法 那覇市消防局にて受け取り又は那覇市ホームページに掲載する仕様書等をダウンロードして下さい。

※FAX、郵送での配布は行いません。

5 入札説明会の日時及び場所

（1）日時 令和3年10月21日（木）午後3時から

（2）場所 那覇市消防局4階 第2会議室（那覇市銘苅2丁目3番8号）

6 入札日時及び場所

（1）日時 令和3年10月28日（木）午後3時から

（2）場所 那覇市消防局4階 第2会議室（那覇市銘苅2丁目3番8号）

7 入札時提出書類

（1）入札書（市指定様式）

（2）代理人が入札する場合にあっては委任状（市指定様式）

※市指定様式は、那覇市ホームページよりダウンロードして下さい。

8 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金 入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、那覇市契約規則第8条各号のいずれかに該当するときは免除する。

（2）契約保証金 那覇市契約規則第30条各号のいずれかに該当するときは免除するが、落札者が正当な理由なく契約を履行しないときは、契約金額の100分の10以上に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

9 入札の無効

那覇市契約規則第14条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

10 最低賃金遵守誓約書の提出

契約を締結した者は、契約締結後、速やかに市指定様式の最低賃金遵守誓約書を提出すること。

11 その他

郵送による入札は認めません。提出された書類は返却いたしません。

12 問い合わせ先

那覇市消防局総務課 担当 友寄 TEL 867-0119 FAX 869-1190

那覇市公告第 323 号
令和 3 年 10 月 1 日
掲 示 済

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、許可番号及び指令番号
令和2年12月16日 第R 2-01-01号 那覇市指令ま建指第2630号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市首里山川町一丁目145番11 他13筆
- 3 公共施設
道路
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

喜久里 幸治
- 5 検査済証番号
令和3年10月1日 那ま建指第145号
令和3年10月1日 那ま建指第146号
- 6 工事完了年月日
令和3年8月25日

那覇市公告第 329 号
令和 3 年 10 月 4 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画道路事業
 - （2）名称 3・3・那17号石嶺線
- 2 施行者の名称 那覇市
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - （1）場所 那覇市都市みらい部道路建設課
 - （2）期間 令和3年10月4日～令和7年3月31日

那覇市公告第 330 号
令和 3 年 10 月 4 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画道路事業
 - （2）名称 3・3・那17号石嶺線
- 2 施行者の名称 那覇市
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - （1）場所 那覇市都市みらい部道路建設課
 - （2）期間 令和3年10月4日～令和6年3月31日

那覇市公告第 331 号
令和 3 年 10 月 5 日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和 3 年 9 月16日

那覇市長 宛

那覇市教育委員会 教育長 山城 良嗣

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	学校教育部 教育研究所 電話 917-3441			
個人情報管理責任者	教育研究所 所長			
業 務 の 名 称	GIGAスクール構想に係る児童生徒アカウント等の作成及び管理			
業 務 の 目 的	GIGAスクール構想に係る児童生徒アカウント等の作成及び管理			
個人情報の対象者	市立小中学校に在籍する児童生徒			
業務の開始年月日	令和 3 年 4 月 1 日			
個 人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☐ 氏 名 ☐ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その 他 (児童生徒ア カウント)	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その 他 ()	☒ ログイン履歴 ☒ WEB履歴 ☐ ☐ ☐	
	個人情報の収集方法	☐ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・ <u>審議会</u>)		
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時 アカウント情報 … 年次処理時(3～4月)及び転出入時 ログイン・WEB履歴 … 本人である児童生徒のデータ入力時			
本人への通知方法	☒ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☐ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	届出が必要であることを失念していたため事後届出となった			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和 3 年 9 月 2 9 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	市民文化部文化振興課			電話861-7810
個人情報管理責任者	文化振興課長			
業 務 の 名 称	なは一とチケット販売			
業 務 の 目 的	那覇文化芸術劇場なは一との自主事業について、チケット販売システムを利用し公演チケットを販売する。			
個人情報の対象者	チケット申込者			
業務の開始年月日	令和 3 年 1 0 月 1 日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その他 (電話番号、メールアドレス)	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
				上記事項を取扱う理由
個人情報収集方法 ☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)				
個人情報収集時期 ☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(利用者登録時、チケット購入時)				
本人への通知方法 ☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 ()				
個人情報の記録形態 ☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()				
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和3年10月1日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	健康部地域保健課 電話 853-7962（内6040）		
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	令和3年10月1日
業 務 の 名 称 及 び 開 始 年 月 日	精神保健及び精神障がい者の福祉に関すること 平成25年4月1日		
廃 止 又 は 変 更 の 理 由	業務の目的について、具体的に記載し文言の修正を行った。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	精神保健福祉法に基づき、自傷他害の虞のある者等への相談、受診援助等市民の生命、健康の保全（適正医療の確保、事故遭遇、自傷他害の未然防止）を図る。	地域住民の精神の保持増進と、精神疾患の早期発見及び適正な医療を受け、安心して地域で生活できるように相談、訪問等を行う。また、適切な医療受診のため通報対応業務、入退院等事務、市長同意事務等を行う。	
備 考			

（注） 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市公告第 332 号
令和 3 年 10 月 5 日
掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条の 2 第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和3年9月3日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	障がい福祉課	目的外利用部課 又は提供先	健康増進課 新型コロナウィルスワクチン接種推進室
業務の名称	新型コロナワクチン接種推進事業（高齢者分の接種券発送）		
利用の区分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	☒ 令和3年6月26日（月） ☐ 随時（ ）		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	○令和3年4月1日付け、64歳（昭和32年4月2日）～12歳（平成22年4月1日）、視覚障害1級及び2級の認定を受けている者の次の情報、住民コード、氏名、氏名カナ、生年月日、性別、住所、方書、障害等級※直近データをCSV形式により提供		
目的外利用又は提供をする根拠条項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当（類型事項1） ※第5号に該当する場合の内容 （ 審議会承認類型事項1 ） ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 （那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項）		
目的外利用又は提供をする理由	予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に伴い、7月中旬以降に64歳～12歳の市民へ接種券を送付する予定です。その際に、視覚に障がいのある方々へ、接種券や封筒等へ点字シールを貼付のうえ送付するため、上記情報が必要となります。		
届出担当部課	健康増進課 新型コロナウィルスワクチン接種推進室 電話（内線）6483		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和3年9月8日

那覇市長 様

都市計画課長

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	企画財務部 資産税課	目的外利用部課 又は提供先	都市みらい部 都市計画課
業 務 の 名 称	国土利用計画法に係る無届取引等把握調査		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提供をする 年 月 日	☐ 年 月 日 ☒ 随 時(当該調査開始時)		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	地番、地籍、登記地目、権利者住所、権利者、義務者住所、義務者、受付年月日、原因年月日、登記原因		
目的外利用又は 提供をする 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項1) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は 提供をする 理 由	国土利用計画法第23条第1項及び第27条の4第1項に係る無届取引等把握調査に関し、当該土地に係る情報を調査する必要があるため。		
届 出 担 当 部 課	都市みらい部 都市計画課 電話098 - 951 - 3246		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和3年 9月10日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	市民文化部 ハイサイ市民課	目的外利用部課 又は提供先	企画財務部 企画調整課
業務の名称	令和3年度 那覇市民意識調査		
利用の区分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	☒ 令和3年6月25日 ☐ 随時()		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	本市に居住する満18才以上の男女のうち、年齢等間隔抽出法により抽出される8,000人（予備3,000人含む）の住所・氏名（よみがな含む）・性別・年齢の各情報。		
目的外利用又は提供をする根拠条項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （審議会承認類型事項5） ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 （那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項）		
目的外利用又は提供をする理由	市民意識調査（統計調査）を実施するにあたり、調査票を送付する対象者を選定するため。		
届出担当部課	企画財務部企画調整課 電話 098-862-9937		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用)提供)届出書

令和3年 9月 15日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	健康部 生活衛生課	目的外利用部課 又は提供先	経済観光部 観光課
業 務 の 名 称	那覇市観光事業者奨励金事業		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☒ 令和3年 9月 13日 ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	1. 旅館業（簡易宿所）営業許可施設（令和3年4月1日時点） について、施設名・施設所在地・申請者名・代表者役職名（法 人の場合）・代表者氏名（法人の場合）・申請者住所 2. 住宅宿泊事業法に基づく届出施設（令和3年4月1日時点）につ いて、住宅所在地・届出者氏名・代表者氏名（法人の場合）・届 出者住所		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （審議会類型事項Ⅰ） ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 （那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項）		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	経済支援としての計画している奨励金事業を進めるにあたり、奨 励金給付対象件数を把握する必要がある。一事業主に対して給付 する奨励金であり、同一事業主かどうかを指名住所より判断する ため。 （めんそーれ那覇市観光振興条例第4条第1項に基づき計画する 事業）		
届 出 担 当 部 課	経済観光部 観光課 長濱 電話 2287		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用 **提供**)届出書

令和3年9月22日

那覇市長

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	ハイサイ市民課	目的外利用部課 又は提供先	沖縄県子ども 未来政策課
業 務 の 名 称	沖縄子ども調査事業		
利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は 提供をする 年 月 日	☒ 令和3年9月15日 ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	那覇市在住の0歳児（R2.4.2～R3.4.1生）～17歳児（H15.4.2～H16.4.1生）の名簿（①対象児童の氏名、②郵便番号、③住所） ※必要数は3,326人分		
目的外利用又は 提供をする 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （ 審議会承認類型事項5に該当 ） ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 （那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項）		
目的外利用又は 提供をする 理 由	沖縄県の子ども及びその保護者の生活実態や支援ニーズ等の把握・分析を行い、子どもの貧困対策の効果的な実施や、施策の評価に活用することを目的に実施する。 （根拠法令） 子どもの貧困対策の推進に関する法律 第14条		
届 出 担 当 部 課	市民文化部ハイサイ市民課 電話098-867-0111（内2227）		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和3年9月28日

那覇市長 宛

那覇市長 城間幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	別紙のとおり	目的外利用部課 又は提供先	企画財務部 企画調整課
業務の名称	那覇市市制100周年記念及び那覇文化芸術劇場なは一と開館記念式典への招待者名簿作成業務		
利用の区分	☒ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	☒ 令和3年8月31日～10月31日 ☐ 随時()		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	1 招待者が個人の場合 氏名、住所、電話番号 2 招待者が団体の場合 団体名、代表者名、代表者の住所、電話番号		
目的外利用又は提供をする根拠条項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (令和元年度審議会答申第3号に基づく) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は提供をする理由	市の関係団体や審議会委員等へ、令和3年10月31日に開催する那覇市市制100周年記念及び那覇文化芸術劇場なは一と開館記念式典の招待状を送付するため。		
届出担当部課	企画財務部 企画調整課 100周年企画G 電話 内2122		

情報提供依頼先

（那覇市市制 100 周年記念及び那覇文化芸術劇場なはーと開館記念式典招待者）

【市長事務部局】

課名			主な招待者
1	総務部	秘書広報課	市政功労者（172）、マスコミ各社
2		管財課	
3		人事課	前 5 役等
4		法制契約課	公平委員会
5		平和交流・男女参画課	領事館、自衛隊、女性センター関係団体
6	企画財務部	納税課	固定資産評価委員長
7		市民税課	那覇青色申告会
8	市民文化部	市民生活安全課	交通指導員連絡会
9		まちづくり協働推進課	自治会
10		文化振興課	なはーと建設関係等
11	経済観光部	なはまち振興課	通り会、商店街
12		観光課	保存会、観光協会
13		商工農水課	各種組合等
14	環境部	環境衛生課	獣医師会
15		環境政策課	環境審議会
16		クリーン推進課	
17	福祉部	福祉政策課	民児協、社会福祉協議会
18		ちやーがんじゅう課	包括支援センター
19		障がい福祉課	
20	健康部	国民健康保険課	
21	こどもみらい部	こども政策課	
22		こどもみらい課	
23		子育て応援課	
24		こども教育保育課	社会福祉法人（認定こども園）
25	都市みらい部	道路管理課	道路ボランティア
26		都市計画課	都市計画審議会等

27		花とみどり課	
28	まちなみ共創部	まちなみ整備課	
29		建築指導課	
30		技術総務課	
31		出納室	銀行

【市長事務部局以外】

部局名	
1	議会事務局
2	教育委員会
3	監査事務局
4	上下水道局（総務課）

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和3年10月1日

那霸市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	健康部 生活衛生課	目的外利用部課 又は提供先	沖縄県 文化観光スポーツ部 観光事業者等支援課
業 務 の 名 称	旅館業法許可施設の情報提供		
利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☐ 令和3年 9月 29日 ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報 の 内 容	那覇市保健所管内で旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた全ての営業所に関する最新版の情報（許可の種別、許可番号、許可年月日、申請者名（法人の場合は役職、代表者名）、申請者住所、営業所名称、営業所所在地、営業所連絡先、客室数、定員数。ただし廃業した営業所を除く。）		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項 1) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	「沖縄宿泊事業者感染防止対策等支援事業」において、審査業務での交付条件照合等（申請者情報及び客室数の照合等）の利用のため、提供を行う。 (補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく事務に関するため)		
届 出 担 当 部 課	健康部 生活衛生課	電 話 098-853-7963	

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和3年10月1日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	こどもみらい課	目的外利用部課 又は提供先	学校教育課
業 務 の 名 称	就学時健康診断事業		
利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は 提供をする 年 月 日	☐ 令和3年 7月 12日 ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	令和3年7月12日時点の小学校付設認定こども園在園の5歳児の 情報（氏名、氏名カナ、生年月日、在園施設）		
目的外利用又は 提供をする 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （ 審議会承認類型事項 1 ） ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 （那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項）		
目的外利用又は 提供をする 理 由	就学時健康診断を実施するにあたり、対象児童へ通知書を発送 する。 認定こども園の在園児に対しては、令和3年7月12日時点で の在籍する認定こども園名を通知書に印字した上で、園を通して 保護者へ配布するため。 （学校保健安全法第11条及び第12条に基づく事務）		
届 出 担 当 部 課	こどもみらい部こどもみらい課 電話 2545		

那覇市公告第 369 号

令和 3 年 10 月 15 日

令和 4 ・ 5 年度那覇市物品購入等入札参加資格審査申請について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 第 1 項（同施行令第167条の11第 2 項において準用する場合を含む）の規定により、令和 4 ・ 5 年度において、那覇市が発注する物品の購入、売り払い、製造等の競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請時期及び方法について次のように定めた。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札参加資格審査申請の要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項各号のいずれかに定める者に該当しないこと。（ただし、被保佐人、被補助人又は未成年者にあつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。）
- (2) 営業に関し、法令上資格等を必要とする場合にあっては、それらの資格等を有していること。
- (3) 令和 3 年11月 1 日において引き続き 2 年以上同種の営業を営んでおり、かつ、入札時において引き続き営業していること。
- (4) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 代表者、役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のアからウまでの全ての要件に該当すること。
 - ア 暴力団（那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第 1 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号の暴力団をいう。以下同じ。）の関係者又は暴力団員（暴排条例第 2 条第 2 号の暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
 - イ 暴力団又は暴力団員の統制下にないこと。
 - ウ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

※「官公需適格組合」として、証明を受けた者からの申請もできます。

2 申請書類（本市様式）の配布

- (1) 配布期間 令和 3 年10月15日（金）～令和 3 年11月30日（火）
- (2) 配布方法 本市ホームページからダウンロード

3 申請方法

- (1) 申請方法 原則として「郵送」による

※郵送方法は、特に本市から指定はありません。（書留類・レターパック・宅配便など利用可）

- （2）受付期間 令和 3 年11月 1 日（月）～令和 3 年11月30日（火）
（11月30日消印有効）

- （3）送付先・問い合わせ先

〒900－8585

沖縄県那覇市泉崎 1－1－1

那覇市役所総務部法制契約課 物品契約グループ

電話番号 098－951－3253（直通）

4 入札参加資格の有効期間

令和 4 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月31日（2 年間）

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第7号

令和3年10月1日

公 布 済

支援記録簿の取扱いに関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

那 覇 市 教 育 委 員 会

教育長 山城良嗣

支援記録簿の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

支援記録簿の取扱いに関する規則（平成22年那覇市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（個人情報保護条例との関係等） 第4条 〔略〕 2～3 〔略〕 4 校長は、児童・生徒が市立学校を卒業したときは、支援記録簿を廃棄するものとする。ただし、小学校の校長が、継続的な支援が必要と認めた児童の支援記録簿については、当該児童が入学する中学校（那覇市立中学校に限る。）にその写しを送付するものとする。 5 校長は、児童・生徒が、市立学校以外の学校に転校した場合は支援記録簿を廃棄し、市立学校に転校した場合は支援記録簿の写しを転校先の校長へ送付するものとする。 〔様式 別記〕	（個人情報保護条例との関係等） 第4条 〔略〕 2～3 〔略〕 4 小学校の校長は、継続的な支援が必要と認める児童が卒業した場合は、当該児童の支援記録簿の写しを当該児童が入学する中学校（那覇市立中学校に限る。）に送付するものとする。 5 校長は、児童・生徒が市立学校に転校した場合は、当該児童・生徒の支援記録簿の写しを転校先の校長へ送付するものとする。 〔様式 別記〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正前の欄中の様式（以下「改正様式」という。）及びこれに対応する改正後の欄中の様式（以下「改正後様式」という。）に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。	

付 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

[改正前 別記]
様式(第2条関係)

支援記録簿

平成 年度入学

那覇市立 学校

ふりがな		性別
氏 名		男・女

1 基本的事項

学年 ・組	学級担任氏名	校 長
1年 組		月 日 確認 [略]
2年 組		月 日 確認 [略]
3年 組		月 日 確認 [略]
4年 組		月 日 確認 [略]
5年 組		月 日 確認 [略]
6年 組		月 日 確認 [略]

2 行動・支援事項(継続的な支援が必要な場合)

年月日	行動の記録	月日	支援の記録(対応・方針)	特記事項等

氏 名

(継続的な支援が必要な場合)

年月日	行動の記録	月日	支援の記録(対応・方針)	特記事項等

[改正後 別記]
様式(第2条関係)

支援記録簿

年度入学

那覇市立						学校
区分／学年	1	2	3	4	5	6
学級						
整理番号						

児童・生徒 氏名	ふりがな		性別
	氏 名		男・女

1 基本的事項

学年 ・組	学級担任氏名	校長氏名
1年 組		年 月 日確認 [略]
2年 組		年 月 日確認 [略]
3年 組		年 月 日確認 [略]
4年 組		年 月 日確認 [略]
5年 組		年 月 日確認 [略]
6年 組		年 月 日確認 [略]

2 行動・支援事項(継続的な支援が必要な場合)

年月日	行動の記録	年月日	支援の記録(対応・方針)	特記事項等

児童・生徒 氏名	ふりがな		性別
	氏 名		男・女

行動の記録		支援の記録(対応・方針)		特記事項等
年月日		年月日		